生垣剪定費補助事業のお知らせ

問合せ先:中央生涯教育センター文化財係 亀井(Tel44-3123)

(1) 補助対象者 所有者

※申請書は「作業予定日の2週間前まで」に金ケ崎要害歴史館へ提出してください。申請書の提出期限は「5月31日」です。期限内に提出をお願いします。

(2)補助対象生垣 保存地区内の生垣

- ア)屋敷周りや屋敷境および屋敷地入口に、直線的に連続して植えてある樹木等(ヒバ、ドウダン、竹等)。屋敷入口では、鉤型やL字形を含む。
- イ)定期的に剪定してあり、全体の形状が概ね直方体(箱型)で面的に繋がり反対側が見え にくい状態になっているもの。

(3)補助内容

- ア)生垣を両面剪定した場合は1メートルあたり500円。【定額補助】
- イ) 片面の場合は250円。【定額補助】
- ウ)長さ50センチ未満は切り捨て。50センチ以上は切り上げ 長さは、剪定後に確定させます。

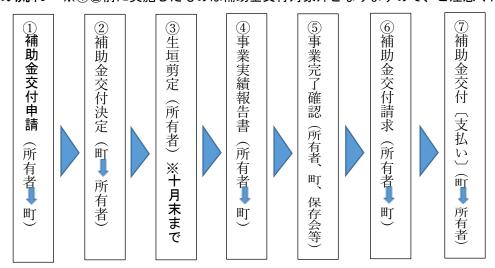
 $\frac{3}{4}$. $4 \times 4 \times -1 \times 1 \Rightarrow 4 \times -1 \times 1 \Rightarrow 5 \times -1 \times 1 \Rightarrow 5$

エ)補助金交付は1カ所につき年1回です。

※補助金交付〔補助金の支払い〕は、事業完了後に行います。

(4) その他

- ア) 固定資産税の減免制度は継続します。イ) 生垣の「長さの測定」と「剪定の確認」は、剪定作業後に所有者、行政、保存会等三者立ち合いの下で行います。
- ウ) 剪定作業は10月末までに行ってください。
- (5) 事業の流れ ※①②前に実施したものは補助金交付対象外となりますので、ご注意ください



※申請書用紙は要害歴史館で配布しています。様式は町ホームページからダウンロードできます。 https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/docs/2024051000022/

※要害歴史館で巻き尺を貸し出しますので、必要な方は申し出てください。